

令和6年9月定例会 代表質問 上田井良二議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「南海トラフ地震情報について」

○上田井良二 皆さんおはようございます。

ただいまより香芝市議会公明党を代表いたしまして、上田井良二が代表質問をさせていただきます。

今般、おかげさまをもちまして、理事者の方々、歴代の部長並びに市長、議長の方々のご協力をいただき、香芝市議会公明党といたしまして、JR香芝駅のエレベーター設置、また段差の解消をさせていただくことができました。市民の方々も非常に喜んでいただいているところでもございます。残りは市のほうで、おトイレの改修、また部長よろしくお願ひしたいと思います。今年度中には完成するというふうに聞いております。また、しっかりと市民の皆様のご意見を聞きながら、公明党議員一丸となって頑張っていきたいというふうに思っております。

さて、ここ数年、皆様もご存じのとおり、様々な自然災害が発生、被害が拡大している様子をよく目にすることが多くなってきております。特に今年1月1日に発生いたしました能登半島地震をはじめ、幸いにも被害が思ったよりも少なかった先週の台風10号などの自然災害まで、数多くの被害が発生し、被災されました皆様へ改めましてお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

そんな中、先月の8日、宮崎県の日向灘沖で発生しました震度6弱の地震について、気象庁は、私自身初めて耳にいたしました、臨時情報を発表いたしました。それは、南海トラフ巨大地震に関する臨時情報とのことでもございました。この臨時情報なるものがそもそも気象庁から発表されることがあることさえも、申し訳ないんですけども、私自身知らなかったことでもございます。ご存じの方々には申し訳ございませんが、今回この臨時情報についての質問をさせていただきます。また、今回、この地震臨時情報に関しまして、市民の方々からも質問等もかなりいただいたところでもございます。

そこで、壇上での質問といたしまして、8月8日に南海トラフ地震に係る臨時情報が発表されましたが、正式には、この発表、どのような名称の発表なのかをお聞きいたしまして、壇上での質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○危機管理監 気象庁より発表されました情報の正式な名称につきましては、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）でございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

その南海トラフ地震臨時情報、今回これはなぜ発表されたんでしょうか。それを教えてくださいませんか。

○危機管理監 令和元年5月に国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更され、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合に、国や地方公共団体等が防災対応を取りやすくするため、気象庁が南海トラフ地震臨時情報及び関連解説情報を発表することが定められました。これによりまして、令和6年8月8日の16時43分頃に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことを受けて、気象庁において南海トラフとの関連性について調査を始められたため、発表されたものでございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

もう既に令和元年にこれは変更され、計画が出されたということなんでしょうね。

それでは、マグニチュード7.1の地震が発生したことを受けてとのことではありますが、それよりも小さい地震、例えばマグニチュード4や5クラスの地震が発生した場合も今回と同様のような発表はされるんでしょうか。

○危機管理監 南海トラフ地震に係る監視領域内におきましてマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合に調査を開始するものとされているため、それに満たない強さの地震が発生した場合には、今回のような情報は発表されないこととなっております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、今回の臨時情報が発表されてからも、ご存じのように、神奈川県でしたかね、それと茨城県などで地震が発生いたしました。これはあまり報道されていなかったように思うんですけども、これらは影響なかったと考えていいんでしょうか。

○危機管理監 今お述べの神奈川県や茨城県などで発生した地震につきましては監視区域外でございました。そのことから、南海トラフ地震に対しての影響はないと判断されたと考えております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、監視区域外で、7.7以上あっても、それはないということでもいいんでしょうね。そういう考え方でいいんですね。

○危機管理監 そのように考えてございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、中項目の2番に行きたいと思います。

今回、情報が発信された南海トラフ地震臨時情報、これが発表されたのは具体的にはいつで、どのような情報なのか、そのあたりちょっと教えていただけますか。

○危機管理監 気象庁が南海トラフとの関連性について調査を開始した令和6年8月8日

の17時におきまして、調査を始めたときに出される南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されました。その後、調査に伴い、有識者による南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会が開催され、検討結果が出された19時15分には南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が気象庁から発表されたものでございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、私自身は注意が先だったと思うんです。その前にやっぱり調査中というのがあって、それを受けて注意が発表されたということでしょうけども。

今回の事案のように、国からの防災や災害に関する情報はどのように今回市町村に伝えられたのか、そのあたり教えていただけますか。

○危機管理監 国や県の防災に関する情報につきましては、奈良県の整備した防災システムが県内の各市町村において構築されているため、今回の気象庁からの情報についても、この県の防災システムを通じて適宜伝達されたものでございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

すいません。先ほど注意がさきにあつて調査中と、いろんな項目があるようなんですけども、ちょっと聞き忘れたんですけども、南海トラフ地震臨時情報、これにはどういった種類の情報、例えば調査中があつて、今注意まで分かりましたけども、ほかにはどんなものがあるのか、教えていただけますか。

○危機管理監 さきに答弁申し上げました有識者によります南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会における評価結果で変わるものでございますけれども、4つございまして、まず調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了の4種類の情報がございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、その4つ、今調査中、警戒、注意、調査終了とあるんですけども、それが発表される条件はそれぞれあるんでしょうか。それをちょっと教えていただけますか。

○危機管理監 調査中につきましては、観測された異常現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合となります。次に、巨大地震警戒につきましては、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8以上の地震が発生したと評価された場合となります。巨大地震注意につきましては、同じく想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8以上7未満の地震や通常と異なるゆっくり滑りが発生したと評価された場合となります。最後に、調査終了につきましては、巨大地震警戒、または注意のいずれにも当てはまらない現象が評価された場合とされており、その4つが発表における基本的な条件となっております。

以上でございます。

○危機管理監 申し訳ございません。巨大地震注意のほうであるかと思いますが、ごめんな

さい、訂正させていただきます。マグニチュード7.0以上8.0未満の場合でございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

8以上、警戒、警報で、注意が8未満という捉え方でいいんですね。分かりました。

そうしましたら、中項目の3番に行きたいと思います。

発信された情報別取るべき行動について、私たちはどういう行動を取ったらいいんだということなんですけども、警戒が出た場合はもう既に、今の文章を聞かせてもらったところによりますと、もう既に発生したということですから、もうとんでもない、大騒ぎになってるところだと思えるんですけども、前もって取るべき行動について、それぞれの地震の臨時情報が発表される流れは理解できたんですけども、それが発表された場合、どのような対応を取っていけばいいんでしょうか。まず、調査中、これは分かりますけれども、次に巨大地震警戒、8以上という話でしたね、が発表の場合はどういうふうになるんでしょうか。それを教えていただけますか。

○危機管理監 基本的には、臨時情報の種類に応じた防災対応を取るよう、政府や自治体から国民、住民に対して呼びかけを行うこととなります。まず、巨大地震警戒ですけれども、日頃からの地震への備えの再認識に加え、地震が発生したら、すぐに避難をするための準備、地震発生後の避難では間に合わない可能性のある方への事前の避難、大規模発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うなどの呼びかけや啓発を行う対応となります。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

では次に、今回の発表がありました注意ですね。巨大地震情報、注意はどのようにしたらいいんでしょうか。

○危機管理監 巨大地震注意につきましては、日頃からの地震への備えの再確認に加え、地震が発生したら、すぐに避難するための準備、大規模発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うなどの呼びかけや啓発を行う対応となっております。

以上でございます。

○上田井良二 では最後に、調査終了はどうなんですか。

○危機管理監 調査終了に関しましては、大規模発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら日常の生活を行うことについて呼びかけ、啓発を行う対応となります。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

それでは、今回、中項目の4番目になります、香芝市の対応や影響についてお聞きしたいと思えます。

今回の臨時情報、注意に対して、香芝市としてはどのような対応したのか、そのあたり教えていただけますか。

○危機管理監 発表された情報が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）であったため、気象庁の呼びかけに併せて、日頃からの地震への備えを再確認することや、地震の発生に注意しながら日常生活を送ることなどの周知を市ホームページ、LINE、その他のSNSなどで行いました。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、体制はどのように整えて対応したのか、そのあたり教えていただけますか。

○危機管理監 本市の地域防災計画に基づいて、震度4の地震が発生した場合と同様の体制となる災害警戒体制、警戒配備の体制を1週間（168時間経過した以降の正午までの期間）、継続して対応したものでございます。

以上でございます。

○上田井良二 そうしましたら、具体的に該当する体制を取られたんですけども、職員はどのような体制を皆さんは取られたんでしょうか。

○危機管理監 警戒配備の体制であるため、全職員が対象ではなく、役割分担している一定の役職以上の職員が担当する体制でありますことから、実際に地震や被害が生じている状況ではなかったことから、勤務時間外におきましては、該当職員においては自宅待機として、地震が発生したときや事態が急変したときに速やかに対応できるよう備えていたところでございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、今回、災害対策本部等は設置しなかったということでもいいんでしょうか。

○危機管理監 今回のように南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、本市の地域防災計画においては、災害警戒体制、警戒配備の体制を構築することとされており、臨時情報が発表されてからも香芝市では地震の発生がなかったことから、災害対策本部の設置には至らなかったものでございます。

なお、本市で震度5弱以上の地震が発生した場合は災害対策本部を設置することとなっております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

なかったと思いますけど、本市において被害等は発生しなかったんでしょうか。そのあたりどうでしょうか。

○危機管理監 今回は、地震の発生や被害などが生じた事案はございませんでした。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

発表された情報とか対応に対して、今回ホームページ、私がいつも言ってるように、もっとほかの方法はないのか、ご高齢者に対する連絡等も考えておいてほしいという話もいつもさせてもらいますけれども、その情報に対して市民の方から問合せ等はなかったんでしょうか。

○危機管理監 特に市民の方からのお問合せとかというのはございませんでした。

以上でございます。

○上田井良二 よかったと言っていいのか。初めての情報だったんで、市民の方も困惑された部分もあるかと、もう実際自分はどうしたらいいんやという部分もあったかと思うんですけども。一部の報道によりますと、不確かな情報かも分からないですけども、いろんな、水とかお米等を買いに走ったという方もおられたようですけれども。こういう情報は本当に発せられていいものなのかどうか。構えるということに対しては、準備するということに対してはいいことなんか分からないですけども。びっくりしたというのは、確かにそうだと思います。

今回の情報はお聞きしましたので、令和元年に定められてから初めての情報発信。まあそういうことだけに、情報発信する側、また情報を受け取る側も、ともに今回の制度は進展していないというようなふうに感じたのではないのでしょうか。ある報道では、先ほども言いましたように、情報発信によって備蓄品の確認、家族間の対話などの行動を起こした人は約4割、それでもやっぱり4割ぐらいと、何もしないよりは、よい機会となったのかというふうにも思うところでもございます。反面、このような情報を流すことで不安をあおるんじゃないかという意見も多少あったようでございます。一部、影響が懸念された、買占めのような行動に走る傾向があったのも、先ほども言いましたように、事実であるようでございます。今回の情報発信で何も行動を起こさなかったというのも半数を超えている事実があります。実際に、やはり何もなかったというのは2割ほどの方がおられると、全国でおられるようでございます。

今回、これを受けて、いつもお話しさせていただきますように、ある意味での意識向上につながった部分が、不安をあおる部分もあるかと思えますけれども、あったのではないかなと。家具の固定とか、家族で。私たちも家族で、こうなったらこうやでって。お父さん、何言うてんのというようなところもありましたけれども。そういう意識向上に向けた、こういう情報発信があったからこそ、これを受けて、これからも、いつも私が言っております自助・共助、これに向けた行政の取組、これがやはり重要になってくるんじゃないかなというふうにも思います。今回こういう情報が発信されても何もされていない方が2割おるということがやはり一つの問題提起じゃないかなというふうにも思いますので、しっかりと今後とも、喫緊のこの課題について、行政として市民の皆様を引っ張っていく、安全を高めた意識高揚に向けて、また行動を取っていただきたいなというふうにも思いますので、よろしくお

願いたいと思います。

「指定地域共同活動団体について」

○上田井良二 それでは、大きな2番目の質問に移らせていただきます。

次の大きな2番目なんですけども、指定地域共同活動団体についてでございます。これについて質問させていただきます。

先月の12日の公明新聞に「市町村と共同団体の連携に期待」と題した新聞記事がありました。その中身を読みますと、今年の6月に、人口減少の中、市町村が提供する市民サービスをどう維持するのかというこの課題に対して、一つの回答として、この6月に改正自治法が成立されました。そして、指定地域共同活動団体というのが創立されたという掲載がありました。昨日、4日に指定要件の意見公募が締め切られたところで、まだまだこれから話ではないかなというふうにも思います。各行政のほうにもしっかりした通知が来ているというふうにはまだ聞いておりませんが、現在市で実施されている支援事業等も含めた事業について今回聞いていきたいなというふうにも思います。

非常に、人口減少に対する民間企業の取り入れという大きな概要から考えますと、やはり大事な部分じゃないかなと。既に介護、福祉のほうでは民間さんのご協力をいただいてやるところでもございますけれども、やはり市の職員の皆様の数が減ってくる、その中でしっかりと民間さんの力をいただいて共同に、やはり官民というのはなかなか難しい部分があるようでもございます。昨日のテレビ放送でも、能登半島地震、なぜ復旧が進まないのか、一つのお話がありました。真っすぐであった道路が歪曲してると。やはり道路を先に復旧してもらえないと家が補修できないと。ところが、その境界点が真っすぐであったものがゆがんでいる、それをどうするんだと。その理由、やっぱり地滑り等も、液状化等もありましたから、その官民境界をしっかりと打っていかないと次が進まないというのが停滞してる一つの原因になってると。例えて、よいか悪いかは別にして、官民といたらなかなか難しい部分がございます。民民でも非常に難しい部分なんですけども、その境目というのはかなり大きな壁があるんですけれども、これからはしっかりと民間さんの力をお借りしてやっていかないかなのじゃないかなというふうにも思うところでございます。

そこで、このような記事を受けて、まだまだ市のほうでは検討する以前の話ではないかなと思うんですけども、この6月に公布された地方自治法の一部を改正する法律について、創設された指定地域共同活動団体制度について、その創設の背景にはどのようなものがあるんでしょうか。そのあたり教えていただけますか。

○市民環境部長 まず、指定地域共同活動団体制度の創設の背景といたしましては、地域社会を取り巻く環境が今後ますます厳しい状況になると予想されていることとございます。そういった中で、地域の課題の解決に向け、地域社会の多様な主体が連携協働し、課題解決の担い手として関わっていただける環境整備が必要であるとされています。住民同士の助け合

い、支え合いを通じて、地域運営を持続可能なものとする枠組みとして、この指定地域共同活動団体制度が創設されたものでございます。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、指定地域共同活動団体、この制度について概要が分かるようであれば教えていただけますか。

○市民環境部長 指定地域共同活動団体制度の概要は、官民が連携して活動を行う団体の指定に係る要件をはじめ、サービス向上のために連携協働できるように、団体活動を後押しする活動資金の助成、活動拠点等の場の提供、他団体との連絡調整等の仕組みが地方自治法の一部改正により規定されました。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

今の回答の中で官民が連携するとおっしゃいましたけれども、連携をする官民の民のほう、それはどのような団体が対象になるのか、教えていただけますか。

○市民環境部長 改正地方自治法第260条の49第2項では、「地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体、その他の団体、または当該団体を主たる構成員とする団体」と規定されております。自治会等のコミュニティー組織や地域に根差したNPO法人、社団法人等も対象になり得ると想定しております。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

それでは、その官民の連携ということで考えますと、例えば、現在の状況を踏まえまして、どのような案件や活動が想定されるのでしょうか。そのあたりを教えていただけますか。

○市民環境部長 高齢者の見守りや子供の居場所づくり、防犯活動や美化活動等、多岐にわたるものと考えております。

○上田井良二 ありがとうございます。

指定地域共同活動団体と認められたら、市町村はその団体と随意契約を含めた委託契約ができるとの報道があるんですけども、よく随意契約といいますとあまりいい印象を聞かない部分なんですけども、それを委託契約ができるというふうに報道されてるのでしょうか。その点はどうなんでしょうか。

○市民環境部長 改正地方自治法第260条の49第6項によりますと、「市町村は、その事業により住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認められるときは、指定地域共同活動団体への委託につきまして随意契約を締結することができる」とされております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。オーケーなんですね。分かりました。

それと、もう一つ気になるのは、随意契約も非常に気になったんですけども、またそれに行政財産の貸付けもできると。ある意味とんでもないような話もあるんですけども。貸付

けができるということになっとなるんですけど、これに対してはいかがですか。

○市民環境部長 これも、「市町村は、その事業が住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認められるときは、特定地域共同活動の用に供するため、行政財産の貸付けも可能になる」と法律で規定されてございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

指定地域共同活動団体と認められるには、その活動団体であるというふうに関今後指定をしていくことになると思うんですけども、今後市町村で条例等を定めて決めていく必要がそのあたりはあるんでしょうか。

○市民環境部長 改正地方自治法によれば、「当該制度を利用するかどうかは市町村の判断に任せ、具体的な指定要件は条例で定めること」とされております。本市において特定地域共同活動団体制度を導入する場合には条例制定が必要でございます。また、香芝市で現在活用されているまちづくり提案活動支援事業とのすみ分け等の検討も必要になると考えております。

以上です。

○上田井良二 ありがとうございます。

国がこういうふうに関共同団体をつくっていくということで、ある程度規制もかけながら。でも、最終的には、いつもどおり、市町村がしっかりと決めてやっていきなさいということなんです。これからまた大変だと思うんですけども、しっかりと定めていただいて、批判等のないようお願いしたいなと思うんですけども。

それでは、中項目の2番目に行かせていただきます。

ただいま答弁いただきましたまちづくり提案活動支援事業、これについて改めてお聞きしたいと思います。その支援事業について簡単に概要を教えてくださいませんか。

○市民環境部長 地域課題または行政課題の解決を目指す市民活動を支援し、市民活動団体の自立及び市民活動の活性化を促進するため、市民活動団体が提案し実施する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものでございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

まちづくり提案活動支援事業の中でたしか行政提案型事業というのがあったと思うんですけども、それはどのような事業になるんでしょうか。

○市民環境部長 市がテーマ、計画、事業等の概要をあらかじめ示し、市民活動団体が企画提案を行い、市と共同で行う事業でございます。

以上です。

○上田井良二 今年度、その行政提案型のテーマ、各課とかからどのようなテーマが出てきたのか、そのあたり少し教えていただけますか。

○市民環境部長 各課より9本のテーマを挙げていただいております。まず1、戦争と平和

について考える事業、これは企画政策課から。2つ目、香芝市飼い主のいない猫TNR事業、これは環境対策課から。そして3つ目、男女共同参画社会の推進事業と4つ目、国際交流の推進事業は市民協働課から。そして5つ目、香芝市の消費者安全推進事業、商工観光課から。そして6つ目、子供の地域交流事業、児童福祉課さんからです。そして7つ目、道路の緑化、景観づくり、公園道路管理課から。そして8つ目、スポーツを通じた市民と地域の活性化、これは生涯学習課から。そして最後、9つ目ですが、高齢者福祉施設等読書活動支援事業、これは市民図書館から。

以上の9本でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。9つ出してるということで。

では、この提案型で採択された事業を教えてくださいませんか。

○市民環境部長 先ほど答弁いたしました9本の事業のうち、1つ目の戦争と平和について考える事業で1団体、4つ目の国際交流の推進事業で1団体、7つ目の道路の緑化、景観づくりで2団体、そして8つ目、スポーツを通じた市民と地域の活性化で2団体となっております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、この行政提案型事業、確認なんですけれども、その補助率とか補助限度額、そのあたり再確認、教えてくださいませんか。

○市民環境部長 補助率は10分の7.5、備品購入費にあつては10分の2.5でございます、補助限度額といたしましては75万円となっております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

75万円って、非常に安いのか、高額なのか、そのあたり、事業にもよると思うんですけども、それも今決まってますけども、そのままではなしに、いろいろと検討していただいて、その上限等も考慮していただけたら、提案いろんな出てくると思うんで、それによって提案が出てくるのがなくなるというのが一番怖いんで、やはり要望に対してお金が必要なんで、そのあたりもまたしっかり考えていただきたいなというふうに思うんですけども。

奈良県でも自治会が地域課題の解決に向けた補助金があると聞いたんですけども、その補助金の内容を教えてくださいませんか。

○市民環境部長 奈良県自治会等連携補助金という名称で、令和5年度より、住民による主体的な地域コミュニティの活性化を促進するため、地域課題の解決に向けた取組を行う自治会等に対し、地域の多様な主体と新たに連携して実施する事業に対する経費について補助するものでございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そうしましたら、その補助金の補助額を、これも確認のため、教えてくださいませんか。

○市民環境部長 補助対象経費の10分の10以内で、上限が50万円となっております。

以上でございます。

○上田井良二 県が50万円ですか。議長も頑張ってください、香芝市がエレベーターをつけるのに、当初奈良県は数千万円しかつかなかった、それをしっかり話していただいて、1億5,000万円ですか、県からお金を引っ張り出してくれたと。非常に県はいつもお金を出し渋る言うたら失礼になるか分からないんですけど。このあたりもしっかりとやっぱりもっと検討していただけたらなというふうに思うんですけども。

そうしましたら、今回、今年度香芝市の自治会さんのほうでこの申請はあったんでしょうか。

○市民環境部長 令和6年度は2自治会が申請され、2自治会が採択されております。また、令和5年度は、申請数は1自治会で、採択され実施されております。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

そしたら、今年度採択されたのはどのような内容か、少し教えていただけますか。簡単で結構です。

○市民環境部長 2自治会が採択されましたが、1つは、こどもとつなぐ地域づくり事業とし、自治会内の公園にかまどベンチを地域住民と製作し、さらなる公園の利用を促進するとともに防災意識の啓発を図る事業でございます。もう一つは、自治会と小学校の連携を核にし、地域の関連する他団体とともに避難訓練等の防災訓練を行う事業でございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがたいですね。防災に対して2つやってくれてるというのね。危機管理監、こういう市民もおられますんで、しっかりとまた防災のほうよろしく願いいたします。

それでは3つ目、この新制度を受けての市の考え方について、最後お聞きしたいと思います。これは市長にお聞きしたいと思います。

今後、指定地域共同活動団体制度、これを行っていくのか。また、今後市民サービス向上に向けた民間さんとの協力連携などについてに関する事項も含めたお考えを、市長、聞かせていただけますか。

○市長 お尋ねの指定地域共同活動団体制度の根拠となります地方自治法の一部を改正する法律が令和6年9月26日に施行される予定となっております。本市といたしましては、現時点では法改正を経たばかりでございます。国等において指定地域共同活動団体制度に関する具体的な方針等が策定されていくものと思われますので、これを待ってからということにはなりますが、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るという観点から、制度の活用を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○上田井良二 ありがとうございます。

今回の改正では、人口減少に対応できる市民サービス、これをやはり低下させないということだと思えます。人口が減るということは、当然予算も減ってくるでしょうし、そんな中でも市民一人一人に対するきめ細やかなサービスを提供することによって香芝市を今市長しっかりアピールしてもらってますけれども、できる一つのチャンスではないかなというふうにも思います。また、反面、今民間さんのご協力をいただいております、先ほどお話をさせていただきました介護、福祉関係、それとの兼ね合い。当然、それはお話ありましたように条例、市町村でやはり条例等もつくっていかなくちゃいけない。このあたりもしっかりと考えながら、やはり人口減少に向けた、市民サービスの向上へ向けて、しっかりとこの制度、口が悪いかわからないですけど、うまく利用していただいて、官民一体となる、非常に厳しい壁もありますけれども、特に私が今回この共同の話を聞かせていただいて、介護、福祉はまだちょっとあるのかなと思うんですけど、教育関係は僕かなりあると思うんですよ。そのあたりをしっかりと考えていただいて、子供さんのため、また高齢者の皆様のため、サービス向上に向けて、しっかりと頑張ってください、活力ある香芝市づくりをこれからもお願い申し上げまして、私の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。